

令和5年3月9日

保護者様

東松山市教育委員会

## マスク着用の考え方の見直し等について

### 1. 令和5年3月31日までの対応について

○3月31日までの間は、これまでと同様の対応をお願いします。

○卒業式におけるマスクの着用については、卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒等はマスクを着用せず出席することを基本とします。(着用しないことを強いることはありません)

#### ■これまでの対応■

##### 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)(抜粋)

- ・屋内において、他者と身体的距離(2m以上を目安)がとれない場合、他者と距離がとれるが会話を行う場合、屋外において他者と距離がとれず会話を行う場合は、マスクの着用を推奨する。また、高齢者等との面会時や病院内など、重症化リスクの高い者と接する場合にはマスクの着用を推奨する。マスクは不織布マスクを推奨する。なお、屋内において他者と身体的距離がとれて会話をほとんど行わない場合は、マスク着用は必要ない。
- ・屋外において、他者と身体的距離が確保できる場合、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要なく、特に夏場については、熱中症予防の観点から、マスクを外すことを推奨する。
- ・また、乳幼児(小学校に上がる前の年齢)のマスクの着用には注意が必要であり、特に2歳未満では推奨されない。2歳以上の就学前の子供についても、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には推奨しない。なお、本人の体調がすぐれず持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理に着用する必要はなく、マスクを着用する場合は、保護者や周りの大人が子供の体調に十分注意した上で着用すること。

### 2. 令和5年4月1日からの対応について

○学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とします。

○ただし、基礎疾患等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する児童生徒に対して適切に配慮します。主体的な判断を尊重し、着脱を強いることがないようにします。

○引き続き、換気の確保等の必要な対策を講じていきます。

### 3. 留意事項

○マスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないように、個人の主体的な判断が尊重されるよう周知していきます。

○今後、感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得ます。ただし、そのような場合においても、子どものマスク着用については、健康面等への影響も懸念されており、引き続き、個々の子どもの体調に十分注意していきます。

○4月1日以降の、学校教育活動の実施に当たっての具体的な対応については、改めて通知します。

